

# 押しつけ憲法論

小野ユージン

何年か前、新聞に、自民党の政治家が自主憲法制定と憲法改正についての講演を行ったという記事が載っていた。もし同じ人間が自主憲法制定と憲法改正を同時に主張しているのであれば、それは矛盾した行為だろう。

憲法改正は、現行の憲法を受け入れ、内容に改正すべき点があれば、それを改正するのだから、自主憲法をあらたに制定する行為とはまったく別のものである。

一方、自主憲法制定は、現行の憲法を否定し、これとは別の憲法をあらたに制定し直す行為なのだから、憲法改正とは別のものである。

「押しつけ憲法論者」「自主憲法制定論者」の中には、現行憲法を一部改正したものを、あらたに制定し直した自主憲法だということにしたいと考えている人もいるようにみえる。現行憲法に定められた手続きに従って改正した憲法が、なぜ自主的に制定した憲法になるのだろうか。

## 憲法選び直し論について

---

憲法については、「内容」がよければその「制定過程」は問題ないという考え方と、「内容」だけでなく「制定過程」も正当性あるものでなければならないという考え方がある。

日本の戦後憲法に関しては、その「内容」を批判している人たちが押しつけ憲法だといって非難しているだけでなく、「内容」を肯定的に評価している人たちの中にも、「制定過程」に問題があると考えている人がいる。

ただ、憲法の制定過程に問題があるのだとすれば、「憲法選び直し」のような手続きを行い、制定過程に問題のないものにすればいいだけの話である。「憲法選び直し論」を主張しない人が、自国の憲法をいつまでも押しつけ憲法だなどといって非難しているのは、（私からすれば）滑稽なことである。（もちろん、憲法に定められた手続きに従って権力を手にした政治家に、自主憲法を制定する権限がないように、国民が憲法選び直しを行える法的根拠もまたないとは思うが。）

ただ、「憲法選び直し論」を支持している人は少数派であるように見える（国民の多くは、「憲法選び直し論」という主張があること自体を知らないのかもしれないが）。「憲法選び直し論」に対しては、3つの立場からの反対論が予想される。

### 1・合理主義的立場からの反対論

憲法の内容を変更せず、現行憲法を支持するかどうかだけで国民投票を行うことは時間と金の無駄であるとする考え方。国民投票は、内容変更の是非をめぐる場合のみ行うべきとする考え方。

### 2・「護憲派」からの反対論

「憲法選び直し」の国民投票で、憲法9条改正派が多数派となることをおそれたため。「憲法選び直し」を行わなければ、改正反対派が国会で3分の1以上の議席を占めている限り、9条の改正が阻止できるから。

### 3・「改憲派」からの反対論

「憲法選び直し」によって、国民が現行憲法を正当性あるものとして認めることをおそれたため。押しつけられた憲法だから改正しなければいけない、自主憲法を制定しなければいけないという主張ができなくなるのをおそれたため。（実は憲法を押しつけられたことを問題にしているのではなく、内容に不満があるだけなのだという本音が透けてみえる。）

## 押しつけ憲法論について

---

戦後の憲法に対しては、「押しつけ憲法」という批判が長いことなされてきた。だが、「押しつけ」というのは、制定過程よりもむしろ心の状態をあらわしている言葉といえるだろう。憲法は、それがどのような制定過程によってつくられたとしても、それを好ましく思わないものにとっては、押しつけられたものとなるだろう。

戦後の憲法が、「日本の国家が軍隊と交戦権をもつことを禁止していないもの」だったとしたら。9条のみを改正して、その他の条文は現行のままでよいと考えている人は、その憲法を「押しつけ」だといって非難するだろうか。憲法全体を明治憲法のようなものに戻すべきと考えている人は、その場合でもやはり「押しつけ」だといって非難するだろう。だが、9条のみを改正すべきと考えている人は「押しつけ憲法」といった非難はしないだろう。

現行憲法の内容に不満をもつ人たち、現行憲法を改正したいと考えている人たちが、憲法改正を正当化するための口実として「押しつけ憲法論」を主張しているだけだとも考えられる。（憲法9条に関しては別の解釈も成り立つ。軍隊と交戦権が禁止されたことによって去勢されたと感じている人たちが、9条を改正することによって、占領軍によってボロボロにされた誇りと自尊心が取り戻せると考えているのだろう。）

ただ、学者や評論家などが押しつけ憲法批判をするのは、表現の自由の範囲内のことだからなんの問題もないが、与党の政治家たちが、自分たちが遵守すべき憲法を「押しつけ憲法」だといって批判しているのは問題があるだろう。

まず第一に、戦後憲法が「押しつけ憲法」だということは、それが正当性のない憲法だと主張しているのかという点。もし戦後憲法が正当性のないものであるのなら、憲法に基づいて権力を担っている政府、与党もまた正当性のないものだということになる。また、憲法を最高法規として構成されている法律も正当性のないものとなる。

もっとも、与党の政治家たちの多くは、戦後の憲法を「押しつけ憲法」だといって非難はしても、正当性のないものだとは主張していないのかもしれない。「押しつけられた憲法だが正当性はある。」という主張は、矛盾したものではないが滑稽なものではあるだろう。正当性のない憲法だというのであれば、それを正当性のあるものにする必要がある。だが、押しつけられたことが問題であるのなら「憲法選び直し」のような手続きを経て、押しつけられたものでなくすればすむ話である。

また、革命でもおこして権力を握った上で新憲法を制定しようと考えている人たちが、「押しつけ憲法」批判をするのなら理解できる。だが、押しつけられたと批判している憲法をいったん受け入れた上で、その憲法に基づいて権力を手にした政党や政治家が、憲法批判をしながら権力の座にしがみついている姿は見苦しいだけだろう。自主憲法を制定したいのであれば、野に下り革命運動でも行うべきである。

そもそも、戦後の憲法を「押しつけ憲法」だといって非難するのであれば、非難の矛先は現行憲法を受け入れた昭和天皇や政党、政治家、官僚などにも向かわなければいけないだろう。非難されるべき立場にいる保守政党の政治家たちが、当時の天皇や政党、政治家たちの行為（現行憲

法を受け入れたこと)を仕方のなかったこととして擁護しておきながら、一方で「押しつけ憲法」批判をしているのだからおかしな話である。

第二に、国民の多くが、押しつけられた憲法だから改正するなり自主憲法を制定するなりしなければいけないと考えているのならともかく、国民の多くは戦後の憲法をよい憲法である、改正する必要はないと考えていた筈である(1980年前後の新聞の世論調査では、7割から8割の人がそう考えていた。現在ではその割合はだいぶ減っているだろう)。

国民の多数が支持している憲法を、「押しつけ憲法」だといって非難しているというのは、自分たちは民意を尊重する意思がないということを表明しているのと同じだろう。もし民意を尊重する意思があるのなら、まず「憲法選び直し」などの手続きを経て押しつけられたものではなくする。そして、その後に、改正したい条文を憲法に定められた手続きに従って改正すべきである。

「押しつけ憲法論者」たちの最大の欠点は、「憲法を押しつけられたものでなくする」という行為と、「憲法の内容を自分たちの納得できるものにする」という行為を同時に行おうとしているところにある(逆にこのことから、彼らが一番問題にしているのは、憲法の「制定過程」ではなく「内容」であるということがわかる。自分が内容に不満のある憲法を、外国から押しつけられたものではなく、国民が選び直したものにすることだけは避けたかったのだろう)。

また、「押しつけ憲法論者」の中には、「押しつけられた憲法だから改正しなければならない」と主張している人もいるが、この主張は論理的になりたないだろう。押しつけられた憲法に定められた手続きで憲法を改正したのであれば、内容がかわっても、憲法そのものが押しつけられたものであることには、かわりがないだろう。憲法を押しつけられたものでなくするには、あらたに自主憲法を制定するか、現行憲法と同じ内容のものをあらたに制定し直すかしかないだろう。(ただし、どちらの場合も、革命もおこさずにどのような方法と論拠で新憲法を制定するつもりなのかという問題があるが。)

最後になるが、「押しつけられた憲法だから内容をかえなければいけない」という主張で筋がとおっているのは、憲法全体を明治憲法的なものにかえようという主張だけだろう。占領軍が日本の政治指導者に押しつけた内容はすべてかえなければいけなくなる。外国が押しつけたものであっても、自分(たち)が受け入れられるものはそのまま残し、受け入れられないものだけをかえようというのであれば、それは単に内容に反対だから改正すべきという主張にすぎず、外国から押しつけられたからかえなければいけないという理屈にはならないだろう。

注)この文章は、元々は2009年の政権交代よりも前に書かれたものです。この文章中の与党とは、55年体制下の与党=自民党という意味で使用しています。

## 「押しつけ憲法論」をめぐる認識の祖語

---

戦後憲法をめぐっては、これを「押しつけ憲法」だといって非難する側と、これを擁護する側の論争が行われてきた。だが、戦後憲法を非難する側と擁護する側では、戦後憲法に対しての認識が根本的にことなっているため、その議論は噛み合わず平行線をたどっていることが多い。

憲法は、「制定過程」と「内容」から4つに分類できる。

- 1・自国民の制定した「よい憲法」
- 2・外国の力によって制定された「よい憲法」
- 3・自国民の制定した「悪い憲法」
- 4・外国の力によって制定された「悪い憲法」

一番望ましい憲法が1のものであり、一番望ましくないものが4のものであることには、ほとんどの人が同意するであろう。だが、2と3のどちらが望ましいかは、人によって判断のわかれるところだろう。「制定過程」よりも「内容」を重視する人は、2の「外国の力によって制定されたよい憲法」の方を望ましいと思い、「内容」よりも「制定過程」を重視する人は3の「自国民の制定した悪い憲法」の方を望ましいと思うだろう（もちろん、「よい憲法」と「悪い憲法」の判断は人によってことなり、すべての人が同じ評価をすることはありえないことだけれども）

。現行憲法を肯定的に評価している人たちにとっての戦後憲法は、「外国の力によって制定されたよい憲法」だといえるだろう（人によっては、「自国民の制定したよい憲法」だと認識しているだろう）。

彼らからすれば、「押しつけ憲法論者」たちの主張する自主憲法案や憲法改正案は、「自国民の制定しようとする悪い憲法」にすぎない。現行憲法擁護者の多くは、（私も含め）憲法の「制定過程」よりも「内容」を重視しているので、よいと評価している憲法をわざわざ悪い憲法にかえようとする主張や運動には賛同できないだろう。

戦後の日本で、自主憲法案や憲法改正案が国民に支持されなかったのは、憲法改正論議がタブーとされてきたからというよりも、掲げられた自主憲法案・憲法改正案が現行憲法よりも悪いと判断されたからにすぎないだろう。多くの国民が、現行憲法よりもよい憲法であると評価できる憲法案が提示されれば、そちらの方が支持されるようになるだろう。

一方、「押しつけ憲法論者」たちにとっての現行憲法は、「外国の力によって制定された悪い憲法」であり、最悪の憲法と認識されているのだろう。彼らが、憲法の「制定過程」のみを問題にしているのであれば、「憲法選び直し」などの手続きによって、憲法を「自国民の制定した憲法」にする必要があるだろう。

だが、そうしたとしても（彼らにとっては）悪い憲法であることにはかわりはないだろう。彼らの多くは、日本の憲法を「自国民の制定したよい憲法」にしたいと考えているのであり、彼らもまた、憲法の「制定過程」ではなく「内容」を一番の問題にしているといえよう。

現行憲法擁護派も、「押しつけ憲法論者」も、憲法の「制定過程」よりも「内容」の方を重視しているのであるから、戦後の憲法が押しつけかどうかをめぐる議論は二次的な問題にすぎ

ない。憲法の「制定過程」をめぐって議論しているように見えながら、実は「内容」の是非をめぐって議論しているにすぎないといえよう。

## 押しつけ憲法論

<http://p.booklog.jp/book/54102>

著者：小野ユージン

著者プロフィール：<http://p.booklog.jp/users/onoeugene/profile>

ブックログ本棚へ入れる

<http://booklog.jp/item/3/54102>

電子書籍プラットフォーム：ブックログのパー (<http://p.booklog.jp/>)

運営会社：株式会社ブックログ